

岐阜県公報

第二千五百九十六号
平成二十六年十一月七日
(金曜日)

目次

公 示

- 平成二十五年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の概要
 - 指定自立支援医療機関の指定
 - 宮・庄川地域森林計画の案の縦覧
 - 木曾川地域森林計画の変更案の縦覧
 - 揖斐川地域森林計画の変更案の縦覧
 - 長良川地域森林計画の変更案の縦覧
 - 飛騨川地域森林計画の変更案の縦覧
 - 林業用種苗生産事業者講習会の実施
- (市町村課) 六八五
(保健医療課) 六八六
(林政課) 六八七
(同) 六八七
(同) 六八八
(同) 六八八
(同) 六八八
(森林整備課) 六八八

公 示

○平成二十五年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の概要
地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第三条第四項（同法第二十二条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同法第三条第三項の規定による県内市町村の平成二十五年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に係る報告を取りまとめたので、同法第四項の規定により、その概要を次のとおり公表する。

平成二十六年十一月七日

岐阜県知事 古 田 肇

平成25年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の概要

1 健全化判断比率

(単位：%)

市町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
岐阜市	—	—	4.0	1.0
大垣市	—	—	2.3	17.0
高山市	—	—	8.1	—
多治見市	—	—	-0.7	—
関市	—	—	8.9	—
中津川市	—	—	11.3	59.6
美濃市	—	—	13.1	79.8

瑞浪市	—	—	4.5	—
羽島市	—	—	10.2	40.5
恵那市	—	—	10.1	17.8
美濃加茂市	—	—	11.5	—
土岐市	—	—	6.3	—
各務原市	—	—	0.7	—
可児市	—	—	3.1	—
山県市	—	—	18.4	58.0
瑞穂市	—	—	2.0	—
飛騨市	—	—	13.4	20.9
本巣市	—	—	4.1	10.0
郡上市	—	—	16.8	61.0
下呂市	—	—	12.9	37.4
海津市	—	—	11.7	60.0
岐南町	—	—	6.2	—
笠松町	—	—	6.2	79.5
養老町	—	—	8.6	80.1
垂井町	—	—	9.9	2.9
関ヶ原町	—	—	14.5	73.2
神戸町	—	—	9.2	46.0
輪之内町	—	—	5.8	32.9
安八町	—	—	15.0	91.8
揖斐川町	—	—	7.5	—
大野町	—	—	0.6	—
池田町	—	—	9.5	53.4
北方町	—	—	10.7	—

坂祝町	—	—	10.7	—
富加町	—	—	11.8	—
川辺町	—	—	10.6	1.0
七宗町	—	—	13.2	—
八百津町	—	—	10.1	3.6
白川町	—	—	11.6	17.8
東白川村	—	—	10.9	9.1
御嵩町	—	—	10.2	49.3
白川村	—	—	1.1	—

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率がない場合並びに将来負担比率が算出されない場合（地方債現在高などの将来負担より基金などの充当可能財源が多い場合）は、「―」と表記している。

2 資金不足比率
県内の市町村及び一部事務組合の全公営企業会計において、資金不足はないため、算出される資金不足比率はない。

○県民自治体医療医療機関の指定
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十六年十一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

(薬師)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指 定 日
アイフ薬局 かみつちい店	岐阜市上土居一〇〇の七	精神通院	平成二六・一一

あまがさき調剤薬局	岐阜市尼ヶ崎町二丁目九番地一六	同	同
中部薬品 可児瀬田薬局	可児市瀬田字神田八四七番一	同	同
中部薬品 広見薬局	可児市広見字中反田一九九九の一	同	同
中部薬品 前畑薬局	多治見市前畑町四丁目一一番二	同	同
貴船薬局 平田店	海津市平田町三郷六三三の一	同	同
中部薬品 高山西薬局	高山市上岡本町二の四五二の二	同	同
ユウ薬局	岐阜市長良校前町四の八の三	同	同
にしむら調剤薬局	土岐市妻木平成町一の二〇	同	同

(指定訪問看護事業者等)

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種 類	指 定 月 日
株式会社 東濃メディカルケアサポート	多治見市旭ヶ丘二〇の二の二二四	精神通院	平成 二六・二・一

○宮・庄川地域森林計画の案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により宮・庄川森林計画区の地域森林計画を樹立したので、同法第六条第一項の規定により次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十六年十一月七日

岐阜県知事 古 田 肇

縦 覧 場 所	岐阜県林政部林政課 岐阜県飛騨農林事務所林業課
縦 覧 期 間	平成二六・一一・二二・八から 七まで

○木曾川地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により木曾川森林計画区の地域森林計画を変更したので、同法第六条第一項の規定により次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十六年十一月七日

岐阜県知事 古 田 肇

縦 覧 場 所	岐阜県林政部林政課 岐阜県可茂農林事務所林業課 岐阜県東濃農林事務所林業課 岐阜県恵那農林事務所林業課
縦 覧 期 間	平成二六・一一・二二・八から 七まで

○揖斐川地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により揖斐川森林計画区の地域森林計画を変更したので、同法第六条第一項の規定により次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十六年十一月七日

岐阜県知事 古 田 肇

縦 覧 場 所	岐阜県林政部林政課
縦 覧 期 間	

岐阜県岐阜農林事務所林業課
岐阜県西濃農林事務所林業課
岐阜県揖斐農林事務所林業課

平成二六・一一・
二二・ 七から
八まで

○長良川地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により長良川森林計画区の地域森林計画を変更したので、同法第六条第一項の規定により次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十六年十一月七日

岐阜県知事 古 田 肇

縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
岐阜県林政部林政課 岐阜県岐阜農林事務所林業課 岐阜県中濃農林事務所林業課 岐阜県郡上農林事務所林業課	平成二六・一一・ 二二・ 七から 八まで

○飛騨川地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により飛騨川森林計画区の地域森林計画を変更したので、同法第六条第一項の規定により次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十六年十一月七日

岐阜県知事 古 田 肇

縦 覧 場 所 縦 覧 期 間

岐阜県林政部林政課
岐阜県可茂農林事務所林業課
岐阜県下呂農林事務所林業課

平成二六・一一・
二二・ 七から
八まで

○林業用種苗生産事業者講習会の実施

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一条第一項の規定により、同法第十条第三項第三号イに規定する講習会を次のとおり開催しますので、林業種苗法施行令（昭和四十五年政令第百九十四号）第三条の規定により公示します。

平成二十六年十一月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 講習会の開催日時

平成二十六年十二月八日（月）午前九時

二 講習会の開催場所

美濃市曾代一二二八の一 岐阜県森林研究所 三階講堂

三 受講申込みの手続

受講希望者は、受講申込書に必要な事項を記載し、受講手数料として一万四千元に相当する額の岐阜県収入証紙を貼り付け、平成二十六年十一月二十五日（火）までに岐阜県林政部森林整備課に提出してください。

受講申込書は、住所地を所管する農林事務所又は岐阜県林政部森林整備課にて配布します。また、インターネットで岐阜県林政部森林整備課のホームページからダウンロードできるほか、郵送を御希望の方は、八十二円切手を添えて岐阜県林政部森林整備課までお申し込みください。

四 講習内容

講 習 事 項	講 習 時 間
種苗に関する法令	二時間

種苗の産地及び系統に関する事項
種苗の生産技術に関する事項

二時間
二時間

五 その他

この講習について不明な点は、岐阜県林政部森林整備課整備係（電話〇五八―二七
二八四九〇）までお問い合わせください。

平成二十六年八月十五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社